

日伯社会保障協定の署名について

社団法人日本貿易会 総務グループ

ふちがみ しげのぶ
 淵上 茂信

2010年7月29日、「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定」（日伯社会保障協定）の署名が東京にて行われた。同協定は、日本にとって14番目の社会保障協定であり、両国における国会承認を経た後、一定の周知期間を置いて発効する。

日本貿易会では、これまで人事委員会（委員長：遠藤貴也 住友商事(株)人事部長）において問題の検討を行い、日本経済団体連合会および日本在外企業協会と共に協定締結の早期実現を要望してきたところである。ここでは、日伯社会保障協定の概要について簡単に紹介する。

1. 社会保険料の二重負担の解消

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、2009年10月1日現在のブラジルにおける長期滞在邦人数は2,327人であり、このうち民間企業関係者は959人、その同居家族は828人である。また、ブラジルには320社を超える日本企業および現地法人日系企業が展開している。

本協定の締結により解消される社会保険料の二重負担規模は、ブラジル日本商工会議所が2006年9月に行った試算によると、日本の経済界全体で年間約21億3,700万円であり、相当の企業コストの軽減が見込まれている。

2. 協定の内容

本協定の適用により保険料の二重負担が解消されるのは、日本側では国民年金および厚生年金保険等、ブラジル側では老齢給付、障害給付

および遺族給付である。とりわけ、ブラジルへの従業員派遣においては、ブラジルの一般社会保障制度（RGPS: Regime Geral de Previdência Social）の適用関係に影響が生じることとなる。

一時派遣の取り扱いに関しては、米国や英国等との協定と同じく、5年以内の派遣については派遣先国の制度加入が免除される。また、3年以内の派遣期間延長については、制度加入免除の継続が両国の合意により認められる旨が規定されており、延長可能期間が具体的に明記された点が注目される。

受給資格の判定に際しては、両国制度における保険期間が通算されることにより、保険料の掛け捨てが防止される。なお、受給額については、それぞれの保険期間の比率に応じて算定される。

さらに、他の多くの協定と同様に、給付の申請、不服申立ておよびその他申告については、一方の国の機関に提出すれば足りると規定されている。

3. 協定の意義

本協定は、南米諸国、非OECD加盟国との間での初めての社会保障協定となる（表）。協定交渉に先立ち、当局間で制度に関する情報交換を行う作業部会が2005年から2008年にかけて3度にわたり開催されたことから、これまでの主な協定相手国であった欧米先進国との交渉とは異なる状況がうかがえる。こうした意味で、今回の署名実現は両国による粘り強い努力が結実したものであるといえる。

本協定を先駆けとして、南米やアジアの新興諸国との協定締結が促進され、貿易・投資関係拡大のための基盤整備が一層進展することが期待される。

表 各国との社会保障協定締結等の状況
 (2010年8月現在)

締結国（発効済み）	ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、豪州、オランダ、チェコ
署名国（未発効）	スペイン、イタリア、アイルランド、ブラジル
交渉中	スイス、ハンガリー、ルクセンブルク
交渉準備中	スウェーデン、フィリピン、オーストリア、インド

(注) 協定により内容の違いがある。例えば、英国、韓国およびイタリアとの協定については、保険期間の通算規定がない。詳細については、日本年金機構ホームページ等を参照のこと